

総合口座に関するお取引内容の一部変更について

お客様各位

平成 30 年 2 月 19 日
尼崎信用金庫

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成 30 年 2 月 19 日より総合口座規定等の一部変更により、現在制限されている 16 歳以上の未成年者のお客様における総合口座定期預金等の作成が可能となりましたので、お知らせします。

なお、民法上の取引制限により未成年者のお客様における当座貸越については、引き続きお取引ができませんのでご了承ください。

未成年者のお客様に対する当座貸越の制限については、20 歳の誕生日以降自動的に解除となり、当座貸越取引が可能となります。

ご不明な点に関しましては、お取引店の窓口にてお問い合わせください。

以 上